

令和5年度国保ヘルスアップ支援事業 (ICTを活用した健康づくり推進事業) 仕様書

1 事業目的

本県の特定保健指導の実施率は全国平均を上回っているものの、未だ目標値とは乖離しているため、更なる実施率の向上に向けた取組が必要である。

その取組の一環として、参加希望市町村（以下、「モデル市町村」という。）にICTツールを提供、特定保健指導対象の未利用者（以下、「指導対象者」という。）に健康測定機器を貸与し、指導対象者の身体の状態を見える化する。

保険者である市町村は、測定結果を踏まえた特定保健指導を行うことで、指導対象者自身の生活習慣変容や健康意識の向上を促すとともに、効率的・効果的な遠隔保健指導を実施する。

また、ICTを活用した特定保健指導の効果を分析、検証し、ほかの市町村に横展開を図る。

2 実施方法

鹿児島県（以下、「県」という。）からの委託により実施する。

なお、事業の実施に当たって必要な部分を他に委託する際には、あらかじめ県の承認を得る必要があるものとする。

ただし、委託業務の2分の1を超える再委託は認めない。

3 事業の概要

＜指導対象者＞県から事業の実施の委託を受けた者（以下、「受託者」という。）から貸与された健康測定機器を用いて日々の健康状態を測定し、ICTツールを用いて受託者に測定結果を送付する。

＜モデル市町村＞指導対象者から収集したデータを基にICTツールを活用した遠隔保健指導を実施する。

＜受託者＞事業実施に必要な物品等の提供及び必要な支援を行い、指導対象者から収集したデータを記録する。本事業の効果を分析、検証し、県に報告する。

4 業務の内容

受託者は、次に定めるところにより事業を実施する。

(1) ICTツール及び機器の確保

① 受託者は、保健指導に活用可能な以下ア及びイのICTツールの非独占的利用許諾ライセンス（以下「利用権」という。）を10確保し、うち9をモデル市町村に提供すること。（3モデル市町村に各3、受託者1）

なお、以下ア及びイの機能を兼ね備えていれば、必ずしもそれぞれ独立したツールである必要はないが、ア及びイの機能利用に際して指導対象者にICTツール利用料（通信費を除く。）が生じないこと。

ア 指導対象者から測定結果を収集することができるツール

健康管理アプリ等で指導対象者が手動及びそのほかの方法（写真送付又はBluetooth接続等）により記録した結果を照会できるもの。

イ 遠隔保健指導ができるツール

チャット機能、ビデオ通話機能を備えたもの。「LINEWORKS」等。

- ② 受託者は、モデル市町村に対し、ICTを活用した特定保健指導の実施に必要なパソコンまたはタブレット端末（Wi-Fi環境を含む）を10台貸与すること。貸与期間は、事業実施期間とする。なお、貸与するシステム環境は以下イのとおりとする。（3モデル市町村に各3、予備1）

ア 指導対象者側システム環境

- ・Android 5.0以上又はiOS 10.0以上
- ・ICTツール（健康管理アプリ、LINE等）

イ モデル市町村側システム環境

- ・Windows
Windows 10以上
ブラウザ：Google Chrome 最新版，Microsoft Edge 最新版
- ・Mac
バージョン：Mac OS X 最新版
ブラウザ：Google Chrome 最新版
- ・共通事項
ICTツール（健康管理アプリ、LINEWORKS等）
- ・以上、ウイルス対策等のセキュリティを万全にすること。

- ③ モデル市町村が抽出した指導対象者に、以下の健康測定機器を貸与すること。なお、貸与期間は事業実施期間とする。ただし、指導対象者がICTを活用した保健指導に応じない等の理由により、県が貸与終了を決定したときはこの限りではない。

- ア 歩数計測機器（活動量計等） 40台
- イ 体組成計 40台
- ウ 血圧計 40台

- ④ 上記①～③の提供及び送付時期，発送方法等については、モデル市町村と調整すること。なお、確保，貸与，提供，送付，回収等に係る費用（モデル市町村から指導対象者への機器送料等も含む。）は受託者負担とする。

(2) モデル市町村への支援

- ① モデル市町村向けの操作マニュアルを紙媒体で4部（3モデル市町村各1，予備1）配布するとともに、PDFデータを県及びモデル市町村に提供すること。なお、マニュアルの内容として、以下の内容を含むこと。
- ア モデル市町村に貸与したパソコンまたはタブレット端末の操作方法
 - イ モデル市町村に提供したICTツールの操作方法
 - ウ 指導対象者に貸与した健康測定機器の操作方法
- ② 事業開始後早い段階で、モデル市町村を集めたWeb打合せ（ICTを活用した保健指導の説明等を含む。）を行うこと。また、モデル市町村からのICTを活用した保健指導に関する相談に対して、適切な助言を行うこと。
- ③ 事業案内のためリーフレット150部（両面印刷・カラー・A4）を作成，印刷し，県に納品するとともに，県にデータをPDFで提出すること。

- ④ 指導対象者が健康測定機器で計測した測定結果及びその推移記録のデータを翌々日までにモデル市町村に提供すること。

(3) 保健指導対象者への支援

- ① 指導対象者向けの操作マニュアルを紙媒体で40部（3モデル市町村に各10，予備10）配布するとともに，PDFデータを県及びモデル市町村に提供すること。なお，マニュアルの内容として，以下の内容を含むこと。
 - ア ICTツールによる測定結果送付，結果照会，保健指導受診方法等
 - イ 指導対象者に貸与した健康測定機器の操作方法
- ② 受託者は，指導対象者が健康測定機器で計測した測定結果を，ICTツールを活用して収集し，測定結果及びその推移記録のデータを翌々日までに指導対象者に提供すること。

(4) 効果分析及び報告

事業実施期間が終了するまでに本事業の効果を分析，検証するとともに，今後のICTを活用した保健指導に対する事業提案を含めた報告資料を作成し，県に提供すること。

(5) プロジェクト管理

- プロジェクトの管理として，以下を実施すること。
- ア スケジュールの作成及び進捗管理
 - イ 打合せ資料の作成と実施，議事録作成
（打合せのうち，2回は鹿児島県行政庁舎で対面で行うこと。それ以外の打合せについては，双方いずれかの求めに応じてWebで行うこと。）

(6) 保守管理業務，サポート業務

- ① 保守対象は，端末，健康測定機器とする。
- ② 端末，健康測定機器，ICTツールのセットアップについては受託者が支援を行うこと。
- ③ ICTツールの利用権の管理は受託者が行うこと。
- ④ 4(1)に係る操作方法及び障害対応に関する県及びモデル市町村からの問合せについては，平日午前9時から午後5時までの間，ICTツール及び電話，メール等にて受託者が対応すること。
- ⑤ 4(1)に係る指導対象者からの問合せについては，適切に対応できる体制（電話サポート等）とすること。
- ⑥ 端末及び健康測定機器に不具合が発生した場合は，センドバック保守とすること。センドバック保守の想定項目は以下のとおり。
ただし，送付起点は，モデル市町村が指定する場所に変更できるものとする。

- ア 送付起点：鹿児島県行政庁舎
- イ 保守対象：パソコンまたはタブレット端末 1 台
- ウ 保守回数：3 回

(7) 資料提供・情報分析

- ① 本事業の効果を検証するため、モデル市町村及び指導対象者に対し、改善状況、健康意識の変化、利用状況等のアンケートを作成、実施し、結果の分析を行うこと。
- ② その他、事業の実施中であっても、県又はモデル市町村がデータの分析を求めた場合は、結果を報告するとともに、必要な情報及び資料を県及びモデル市町村に提供するものとする。
- ③ 県が受託者から提供を受けた資料等については、今後、県が活用することができるものとする。

(8) 情報セキュリティ

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報保護法等関係法令、平成27年12月18日付け老発1218第1号厚生労働省老健局長通知・保発1218第1号厚生労働省保険局長通知「個人情報の適切な取扱いに係る基幹システムのセキュリティ対策の強化について(再要請)」、令和3年2月1日付け健発020111号・保発0201第6号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」等各種通知及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等各種ガイドラインを踏まえ、万全の情報セキュリティ体制を構築すること。

併せて、受託者は本業務に係る情報セキュリティに関して以下の事項を遵守することとし、詳細は契約時に定めるものとする。

- ・ 情報資産（複製を含む。）の安全管理に係る責任体制を構築する。
- ・ 情報資産の取扱い責任者、従事者及び取扱い場所を県に報告する。
- ・ 県に無断で本業務の目的以外に情報資産を利用したり、第三者に提供してはならない。
- ・ 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負う。また事故発生時は直ちに県に報告し必要な指示を受ける。
- ・ 必要に応じて情報資産の取扱いに係る県の監査又は検査を受ける。

(9) 事業終了時の情報資産の取り扱い

受託者は、事業の終了とともに、速やかに、本業務で提供を受けた全ての情報資産を消去すること。

5 実施期間

契約締結日から令和5年3月15日とし、実施期間内にすべての業務を完了すること。なお、実施期間については、委託契約締結のときに、令和5年度内の適当な時期に変更することができるものとする。

6 受託者の条件

受託者又は再委託先のいずれかが、以下の条件のすべてを満たすこと。

- (1) 市町村国保の保健指導の受託実績があること。
- (2) ICTを活用した保健指導実績（市町村国保以外も対象）があること。

7 実施場所

- (1) 受託者及び受託者が業務の一部を委託した事業所の事務所内
- (2) 鹿児島県及び鹿児島県が選定したモデル市町村内
- (3) 別途県が承認した場所

8 実施計画書の作成・提出

受託者は、当該事業の実施計画書及び工程表を作成し、県に提出しなければならない。

9 業務の進捗状況等の報告

受託者は、その実施状況について県が報告を求めた場合には、随時報告するとともに、必要とする情報及び資料を県に提供するものとする。

10 実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了届と併せて実績報告書を作成し、その他関係書類を添えて県に提出すること。

11 特記事項

(1) 関係書類等の整備

この業務に係る会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。

(2) 委託数量等の変更

この仕様書に記載された各種数量、提供先等は、適宜、契約又は協議によって変更することができるものとする。

(3) 裁判管轄について

この業務から生ずる一切の法律上の訴訟については、委託者の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。